目 次

示

告

保安林に指定する予定である旨の通知 道路の供用開始 道路の区域変更 保安林の解除の申請の取下げ

保安林に指定する予定 都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道) 洪水浸水想定区域の指定

監査委員告示

行政監査の結果に関する報告の公表

行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表

同 同 **監**

一九六 一八七

查

委

県営土地改良事業の変更計画の決定

誤

目次中訂正

落札者等に関する公示

正

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

公 示

(農地整備課) 二〇五

土地改良区役員の退任

会 (西濃農林事務所) 二〇五

計

課) 二〇五

=

指定の目的

郡上市和良町土京字岩棚一七九の二

保安林予定森林の所在場所

(法務・情報公開課) 二〇六

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

土砂の流出の防備

平成三十一年三月二十九日

第

千

Ξ

+

五

号

Щ

岐阜県告示第百九十二号

告

示

路維 持 課 二

旨の通知に関する告示(昭和五十六年岐阜県告示第二百七十号)は、廃止する。

解除の申請について、申請者から申請書の取下げがあったので、解除予定保安林とする

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十七条第一項の規定による保安林の

一八五 八四

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

(恵那農林事務所) 一八六 水

下 **河** 同 道 同 治

岐阜県告示第百九十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古 田

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

平成三十一年三月二十九日

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

岐阜県告示第百九十五号

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上

岐阜県告示第百九十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

不破郡関ケ原町大字今須字宮ノ上四〇二八

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

立木の伐採の方法

岐

- 主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ケ原町役場 次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内坂本字白川六〇二の三、六〇二の五、六一一の三、六一一の四

の一、六一一の四の二

二指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

- (-)立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

五六二八、五六二九の一、五六二九の一 可児郡御嵩町小原字ヲシヤ洞五六二三の一、五六二四の一、五六二四の二、字長坂

岐阜県告示第百九十七号

Ξ

指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

ļ		類の道 種路
清	高	路
見	山 泉	線 名
谷一一五番二九地先地内	山市清見町楢谷字竜	区間
後	前	別前変区 後更域
<u>=</u> 5	三 二 二 一	ル (
 六	三~ 八	ル _{(メ} メ ト 長
		備
		考

岐阜県告示第百九十八号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

ļļ i		類の道 種路
	高 山 泉	路線名
平一一四番一地先まで	谷一一五番= 高山市清見町	区間
後	前	別前変区 後更域
三 公 二 二	三 三 三 元	ル (メート ト 幅
一五七	一五七・九	ル (メート 長
		備考

岐阜県告示第百九十九号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

	種路
	路
	線
	名
	X
	間
	別前変区 後更域
	ル (メート ト ー ト
	ル (メート ト
	備
	考
H	

類の道

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

岐阜県告示第二百一号

用を開始するので告示する。

関が関ケ原糸	岐阜泉
五二番地先まで	目六〇番地先から本巣郡北方町春来町三丁
後	前
章 章	章 章 子
八十 0	ハギ• 0

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル一延 (メート長

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

供用開始

県道

大巣岐

野南阜 線

地先から
地先から

先まで同一市琴塚四丁目一三八番地

九01•0

三平 ・成 亭 完

岐阜県告示第二百号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

j		類の道 種路
大美	岐	路
野南	有阜 泉	線名
番地先地内	岐阜市琴塚四丁目一三八	区間
後	前	別前変区後更域
= =		ル (員敷) メ 地 ー の ト 幅
本章 0	亭 0	ル ₍ メート 長
		備
		考

岐阜県知事 古 田

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

岐阜県告示第二百二号

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
付越	路
知原	線
線	名
二番八地先まで 同 市同 町字同 六八四 一番二号一地先から 中津川市付知町字石鋪六八四	区間
四四	
	ル (延) メ ト ト 長
三平 • 成 〒 元	の期日
三平 • 成	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

田

岐阜県知事

古

岐阜県告示第二百三号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路
路 線 名
区間
ル (延) メ ー ト長
の 併用開始
ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第二百四号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成三十一年三月二十九日

岐

岐阜県知事 古 田

県 道	類の道 種路
多土武	路
多土武 治 見岐並 線	線 名
	Н
一九五六番一六地先まで 同 市同 町同 字本郷 二○○○番四地先から 土岐市土岐津町土岐口字堤下	区間
一九六	ル ₍ 延)メー ト長
<u>=</u> ₩	
三 平 ・ 成 三 完	の供用開始
-	日始
≕ 成 ≕ ∷	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第二百五号

号) 第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曽川水系杭

木曽川水系杭瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告 (平成二十年岐阜県告示第五百三十五号) は、廃止する。

岐阜県大垣土木事務所及び岐阜県揖斐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県告示第二百六号

川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号) 第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 **水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曽川水系相**

所に備え置いて縦覧に供する。 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務

(平成二十年岐阜県告示第五百三十六号) は、廃止する。 木曽川水系相川に係る漫水想定区域及び漫水した場合に想定される水深に関する告示

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第二百七号

号) 第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四 所に備え置いて縦覧に供する。 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曽川水系大 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務

示 (平成二十年岐阜県告示第五百三十八号) は、廃止する。 木曽川水系大谷川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告 平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県告示第二百八号

第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則 (平成十二年建設省令第四十四号) 所に備え置いて縦覧に供する なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務 **水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により木曽川水系泥**

(平成二十年岐阜県告示第五百三十七号) は、廃止する。 木曽川水系泥川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第二百九号

岐

田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四 所に備え置いて縦覧に供する 号) 第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曽川水系牧

示 木曽川水系牧田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告 (平成十七年岐阜県告示第七百三十五号) は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

田

岐阜県知事 古

岐阜県告示第二百十号

水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により木曽川水系津

> 所に備え置いて縦覧に供する。 号) 第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。 屋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務 水防法施行規則 (平成十二年建設省令第四十四

木曽川水系津屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告 (平成二十年岐阜県告示第五百三十四号) は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県告示第二百十一号

条第一項の規定により次のとおり告示する。 画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により各務原都市計

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

施行者の名称

各務原市

= 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十七年十一月十二日から 平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十二号

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

(187)平成31年3月29日 岐 阜 県 報 第3035号 公 する。 Ξ り次のとおり公表する。 十年度に執行した行政監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定によ 備え置いて縦覧に供する。) 岐阜県監査委員告示第十二号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百九十九条第二項の規定により平成三 指定施業要件 平成三十一年三月二十九日 3 2 指定の目的 中津川市川上字上平一八七五の一 保安林予定森林の所在場所 平成三十一年三月二十九日 「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び中津川市役所に 落石の危険の防止 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐は、択伐による。 監査委員告示 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県知事 太山 古 田 田 本 維 久 敏 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 杉 Щ Щ 本 祐 良 子 寬 泉

<参考資料> 岐阜県の児童相談所の概要・・・・・・・ 14

岐

行政監査結果報告書 平成30年度

子ども相談センターにおける相談対応体制について

平成31年3月岐阜県監査委員

				ω	【		2	【								_	部 5	第 4	能	왩 2	能上	
(13) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(12) 情報管理の一元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(11) 保護児童の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(10) 電話による専用相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務のあり方について	监査意見】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(9) 施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>施設・設備について</u> (8) 公用車などの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6. 査意見】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(7) 外部人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6) 児童福祉司等の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5) 非常勤専門職の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4) 児童の一時保護の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 夜間・休日の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 職員の配置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人員体制について	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・	監査の評価項目及び実施内容・・・・・・・・・・・	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成30年度 行政監査結果報告書 目 次
-					•			•	·	Ĭ.	Ĭ.									·		
·	÷	·	·		_	·	÷		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	
	関係機関と	情報管理の一元化・・・・・・・・・・1 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・1	保護児童の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 情報管理の一元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電話による専用相談窓口・・・・・・・・・・・・ 保護児童の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務のあり方について (10) 電話による専用相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務のあり方について (10) 電話による専用相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(9) 施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設・設備について (8)公用車などの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設・設備について (8) 公用車などの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(7) 外部人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6) 児童福祉司等の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5) 非常勤専門職の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4) 児童の一時保護の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 夜間・休日の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)職員の配置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人員体制について (1) 職員の配置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の評価項目及び実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の評価項目及び実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監査の特額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(189)

칶 査の種類

舥

行政監査 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号) 第 199 条第 2 項に基づく

【行政監査とは】

地方自治法第199条第2項により、監査委員は必要があると認めるときは普通地方公共団体の一般行政事務についても、いわゆる行政監査を行うことができるとされてい

監査とは別に「行政監査」を実施している。 た事務についてテーマを設定し、当該事務の執行が法令の定めるところに従って適正に 行われているか、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか等を主眼に、 本県では、複数の機関に共通する事務の中から横断的に検証する必要があると判断し

N 칶 香の対象

舥

子ども相談センターにおける相談対応体制について.

監査の対象とした目的

N

深刻な社会問題となっている。 事件が後を絶たず、虐待により年間80人前後の児童の尊い命が失われ、 度)を超え、5年前と比べて約2倍と急増している。重篤な児童虐待 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 13 万件(平成 29

プラン」という。)が策定された。 等を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下「新強化 総合対策」が取りまとめられるとともに、12月に児童相談所の体制強化 係閣僚会議が開催され、7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急 た痛ましい児童虐待死事件を受け、6月に児童虐待防止対策に関する関 このような中、国においては、東京都目黒区で平成30年3月に発生し

岐

さらに、千葉県野田市で平成31年1月に発生した児童虐待死事件を受けて、児童相談所や公立小中学校等に対して1か月以内に子どもの緊急 安全確認を求めるなど、緊急総合対策の更なる徹底・強化に取り組むこととされたところである。

も相談センターの執務環境づくりに資することを主眼に監査を行った。 を数える中、本県の児童虐待相談対応の中核を担う中央子ども相談セン ができるよう、相談対応業務に昼夜を問わず奮励努力している各子ど 本県では、 た、児童や保護者に寄り添った支援のさらなる充実につなげていくこ 一が平成 30 年 11 月に新築移転により拡充整備されたところである。 このような状況に鑑み、本県において同様の事件が発生しないよう、 児童虐待相談対応件数が過去最多(平成29年度1,095件)

ω

の高まり等も踏まえ、子ども相談センターを対象に監査委員による検証 **監査対象機関** 監査対象機関の選定にあたっては、県民生活の安全・安心に関わる相 監査対象機関の選定にあたっては、県民生活の安全・安心に関わる相 談窓口を所管する県機関(計 53 所属)に対して、相談対応体制に係る課 オニ州単ト相がな 題の有無について、ヒアリング又は書面アンケートを行い、社会的関心

飛驒子ども相談センター 高山市千	東濃子ども相談センター 東濃西部	中濃子ども相談センター 美濃加茂	西濃子ども相談センター (単独庁舎)	中央子ども相談センター (単独庁	対象機関名
高山市千島町 35-2 (単独庁舎) ※一時保護所を運営	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎敷地内の単独棟	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 5 階	大垣市禾森町 5-1458-10 (単独庁舎)	岐阜市鷲山向井 2563-79 (単独庁舎) ※一時保護所を運営	所在等
			神 本 岩 土 並	1	本庁における 主務課

監査の評価項目及び実施内容

舥

ω

対応業務に関する「人員体制」、「施設・設備」及び「業務のあり方」につい 監査にあたっては、主に次の3つの着眼点をもって、監査対象機関の相談 書面又は実施による調査を行い、個別的又は横断的な検証に努めた。

【着眼点1】職員が専門性を生かして活躍できる環境が整っているか

【着眼点2】相談対応業務をより効率化できる余地はないか、 【着眼点3】職員の負担をより軽減できる余地はないか。

4 監査の実施場所及び日程

舥

- 第一次予備監査(監査委員事務局による書面調査) 監査委員事務局 平成30年10月10日~同月29
- 0 飛驒子ども相談センター 東濃子ども相談センター 中濃子ども相談センター 西濃子ども相談センター 中央子ども相談センター :次予備監査(監査委員事務局による実地調査) 平成 30 年 11 月 14 日 同年 12月 3日 同年 12月 12日 同年11月 同年 12 月 21 22 Ш Ш
- 本監査 (監査委員による書面監査) 監査室 平成31年3月4日

ω

舥 Ŋ 監査の結果

以下のとおりであった。 子ども相談センターにおける相談対応体制について、監査を行ったところ.

人員体制について

(1)職員の配置状況等 <現状又は課題>

様々な相談に対応しており、平成 29 年度の本県の相談対応件数は 表 1 のとおりである。 子ども相談センターでは、児童の養護、障害、育成などに関する

多い「障害」については療育手帳の交付等に係る判定業務が、これ に次ぐ「養護」については児童虐待への対応業務が主となっている。 【表1】種類別の相談対応件数(厚生労働省の「福祉行政報告例」より) 障害及び養護に関する相談対応件数が多く、相談対応件数が最も

(単位:件数)

H29 年度 \mathbb{H} 岐阜県 H 195,786 養護 1,626185,032相鄙 3,467 14,110非行 174 43,446 首成 645 1,842保健 26,664その街 124 466,880 中 6,039

相談対応事案の複雑化・長期化の傾向も見受けられる。 二十年前と比べて約 20 倍に、十年前と比べても約 2倍と急増し、 児童虐待に係る相談対応件数については、年々増加傾向にあり、 平成 29 年度の児童虐待相談対応件数は 1,095 件となっており、内

訳としては心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、保護の怠

慢・拒否が多くなっている。

岐

阜

県

0

公

報

件数は全国で多い方から26番目となっている なお、平成 29 年度における岐阜県の児童虐待に関する相談対応

【表2】児童虐待に関する相談対応件数 (子ども家庭課資料等より)

(単位:件数)

岐阜県	時期
58	(二十年前) H9 年度
530	(十年前) H19 年度
725	(五年前) H24 年度
1,095	(昨年度) H29年度
	58 530

(※)厚生労働省による速報値

平成 29 年度の児童虐待相談対応件数の内訳 (単位:件数)

1,095	19	208	402	466	岐阜県
습計	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	H29 年度

မ်

児発第133号厚生省児童家庭局長通知)に配置人数の標準が定めら 保健師などについては児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け 年 3 月 31 日号外政令第 74 号) に配置人数の基準が、児童心理司や 置されているが、児童福祉司については児童福祉法施行令(昭和23 れている。 子ども相談センターには、児童福祉司、児童心理司等の職種が配

ω

具体的な配置人数の定めは表3、職種ごとの主な役割は表4のと

【表3】配置人数の定め

根拠	職種	配置の基準又は標準
児童福祉法施行令	児童福祉司	①児童相談所管轄区域人口 4万人に 1人以上の配置を基本とする。 置を基本とする。 ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には業務量に応じて上乗せ配置。 ※①については経過措置が設けられ、平成 30 年度ま
		※①については経過措置が設けられ、平成30年度までは人口5万人に1人以上の配置を基本とする。 ※人口は直近の国勢調査の数値による。
児童相談所 運営指針	児童心理司	児童福祉司2人につき1人以上の配置を標準とする。
	医師又は 保健師	各児童相談所に1人以上配置すること。

【表4】職種ごとの主な役割

Or o	宋健即
児童の健康・発達面に関する支援や家族に対する在宅支援等を	Ī
診察、医学的検査等による児童の診断等を行う。	医師
ウンセリング、助言指導等を行う。	九里心在町
虐待等により心に傷を負った児童や保護者等への心理診断、カ	田事・一番山
支援・指導等を行う。	光里 雷亚 町
児童や保護者等からの児童の福祉に関する相談に応じて必要な	国本社社司

(4) 準人数」という。)を比較すると表5のとおり。 「配置の基準又は標準」に基づき試算した配置すべき人数(以下「基 子ども相談センター別に見る児童福祉司等の現員数と上記③の

針で児童福祉司2人につき1人以上配置することが標準として定 められているところ、中央子ども相談センターを除き現員数が基準 童相談所管轄区域人口5万人に児童福祉司1人以上)を本県は達成 人数に達していない。 しているとしているが、児童心理司については、児童相談所運営指 ども家庭課によれば、平成 30 年度までに達成すべき法定基準 (児 なお、児童福祉司については、子ども相談センターを所管する子

【表5】現員数と基準人数との比較

(単位:人)

c	0		0		0	-	0	-	0	_	0	保健師
л	10		2		2		2	_	2	_	2	医師
22	16	2	1	4	3	4	2	4	2	∞	8	児童心理司
42	46	3	4	7	8	8	8	8	8	16	18	児童福祉司
基準人数	現員	センター										
蝉	合	驒	飛騨	.濃	東	濃	+	濃	西	中央	+	子ども相談

(※)「現員」は、監査委員事務局の調べによる平成30年9月1日現在の人数(休業中の職員を含まず)。

(※) 医師の「現員」は、いずれも非常勤職員(特別職)が配置されている。

強化プランを策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等について 対策」が決定され、これに基づき政府は平成30年12月18日に新 関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合 増員の目標が示されたところである。 平成30年7月20日に開催された国の児童虐待防止対策に関する

新強化プランに基づく配置目標は表6のとおり。

【表6】新強化プランに基づく配置目標

職種		配置目標
児童福祉司	2022 年度まで	児童相談所管轄区域人口3万人に1人以上配置
児童心理司	2024 年度まで	児童福祉司2人につき1人配置(※)
保健師	2020 年度まで	各児童相談所に配置

(※)新強化プランでは、児童心理司に関し、これまで法令上に定めがなかった 配置人数に関する基準について「法令上に規定することを検討する」として

れた目標時期は表7のとおり 談センター別の配置すべき目標人数並びにこれを達成すべきとさ 児童福祉司等について、上記③及び⑤に基づき試算した子ども相

岐

【表7】配置に関する目標人数と目標達成時期

(単位:人)

保健師職種	職種 児童福祉司 児童心理司	
	∞ ≈ >	##
2019	2019	
1 東 瀬 川東 瀬 三 東 三 東	2020	中 献 朱
1 東濃 目標人数 2020 2022	2020 2022 27	大数
2024	2024	
。	2 8 2	##
2019	2019	
1 飛驒 目標 2020	2020	四線蘇
1 飛驒 目標人数 2020 2022		西濃目標人数
2024	2024	
46 声機 0	2 8	#
2019	2019	
日標人数 2019 2020 2022 53 70		田 田 韻 蘇
1 全体 目標人数 2020 2022	2022 13	中濃目標人数
2024	2024	

(※)「現員」は表5に同じ。

(※) 児童福祉司の「目標人数」は、平成 27 年国勢調査人口を用いて試算したもの。

5

(2) 時間外勤務の状況

<現況又は課題>

子ども相談センター全体の時間外勤務の近況は表8のとおり。

【表8】時間外勤務の近況

▲ 0.8h (▲ 6.0%)	12. 6 h	13.4h	月平均	岐阜県庁全体の平均
+1.2h (+5.4%)	23. 3 h	22. 1 h	月平均 /人	全子ども相談センタ 一の平均
増減 (率)	H29 年度	H28 年度		年 度
ども相談センターにおける職員一人当たりの時間外勤務時間数の平均 (監査委員事務局による調査ほか)	とりの時間外 監査委員事を	歳員一人当た	における	子ども相談センター

(※)時間外勤務手当の支給実績がある人数ではなく、支給対象となり得る人数

平均は、岐阜県庁全体と比べて、平成 28 年度は約 1.6 倍、平成 29 年度は約1.8倍と高くなっている。 子ども相談センターの職員一人当たりの時間外勤務時間数の月

けられる。一方、育児など家庭の事情等により時間外勤務が少ない 36条の適用があるものではないが、同法に定めるところの時間外労 センターの全てに労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第 時間を超える職員や年600時間を超える職員をはじめ、子ども相談 この水準を超える時間外勤務が常態化しつつある職員が多く見受 働時間の上限(月45時間・年360時間)を一つの目安とすれば、 職員も散見される。 子ども相談センターの職員別の時間外勤務状況を見ると、月 80

が、子ども相談センターに求められている今日的な行政ニーズに応 には限界がある。 れていくためには、 労務管理の見直し等により、時間外勤務縮減に取り組んではいる 慢性的な人員不足を克服しない限り、縮減対策

(3)夜間・休日の対応

<現状又は課題>

いる当番職員に対して現地対応を指示するなど、迅速な初動対応に 携行し、通報電話を受電した際は、対応方針を判断、自宅待機して なっているため、課長等2~4名が輪番制により公用携帯電話機を 夜を問わず各子ども相談センターに入る。夜間・休日に通報が入っ 数めている た場合は事前に登録してある公用携帯電話機に連絡が入るように 「児童相談所全国共通ダイヤル 189」等を介して、年間を通じて昼 児童虐待に関する様々な通報電話は、家族や近隣住民からは主に

や育児など子育て世代の女性職員が多いゆえに家庭の事情等によ 複数の緊急事案が重なった場合、困難事案の場合、あるいは出産

(192)

- き誹謗、中傷又は脅迫を受ける場合もあり、職員によっては身体的 っては、所長や担当課長が自ら現地対応に赴く場合もある 又は精神的なストレスが大きい。 で臨宅しなければならない場合や非協力的な保護者からいわれな 土日昼夜を問わない緊急電話に備え、情報が少ない相手を少人数
- に備え、職員が当番制で自宅待機の体制をとっている 子ども相談センターでは、夜間及び休日の緊急的な児童虐待通報

現場対応など、肉体的かつ精神的な負担が大きいことから、正規職 門職)配置が認められたものの、依然として深夜の出動や長時間の 員の増員による人員体制の整備が喫緊の課題である。 平成 31 年度当初予算では、1 名分の夜間休日対応職員(非常勤専

(4)児童の一時保護の対応

<現状又は課題>

- の一時保護所へ移送することが原則となっている。 ており、飛驒地域以外で保護した子どもは中央子ども相談センター 一時保護所は中央及び飛驒子ども相談センターに限り設置され
- 足した状況 (平成31年1月末現在) にある。 名追加採用する必要が生じているが、1名しか確保ができず2名不 に伴い、一時保護所の夜間運営に従事する非常勤専門職を新たに3 - 時保護所の受入れ定員が 18 名から 30 名へと拡張整備されたこと 中央子ども相談センターは、平成30年11月の新築移転によって、

一時保護所の運営を担当する保護課の一般職7名は、労働基準法により宿直が週1回しかできないため、非常勤専門職の不足分を現 員の一般職による宿直をもって補い続けるには限界がある。

が発生している。 子ども相談センターからの措置児童の受け入れができないケース このため、新築移転後の中央子ども相談センターにおいて、他の

岐

阜

県

公

報

合に職員の疲労が少なくない。 庁(又は帰宅)までが長時間対応となり、特に中濃又は東濃地域か 警察など関係機関と一緒に臨宅するような困難事案は、初動から帰 ら中央子ども相談センター(岐阜市内)までの遠距離移送を伴う場 一時保護所等への措置児童の移送は昼夜を問わず発生し、例えば

観察やケアのため、一時保護所との間を週2回程度往復している。 においても、移送元の子ども相談センターの担当者は、 中央子ども相談センターの一時保護所へ措置児童を移送した後 当該児童の

ず奔走しなければならないなど、地域性や小所帯機関ゆえに職員一 ながら職員が少人数のために代わりがきかず、緊急対応などに絶え 人ひとりの負担が少なくない。さらに、小規模ながら一時保護所と 飛驒子ども相談センターは、豪雪地域を含む広大な区域を管轄し ての機能も有しているため、 児童を一時保護した都度、 平時の業

> ければならず、保護期間が長くなるほど所属全体が疲弊しやすい。 務に加え宿直が必要になるなど、平時とは異なる体制に切り替えな

(5) 非常勤専門職の人材確保

<現状又は課題

- おいて確保し続けていくには限界があり、後継者の確保が困難とな このような人材を当該子ども相談センターへ通勤可能な地域内に に、教員や警察官のOB、福祉行政経験者などを採用しているが、 っている。 子ども相談センターの非常動専門職について、業務の特殊性ゆえ
- 談所における非常勤専門職に相当する相談員と比較したところ、 じて本県は高い報酬水準にあると考えられる。 子ども相談センターの非常勤専門職の報酬水準は、他県の児童相

鄕

非常勤専門職(相談員)の報酬水準

(監査委員事務局調査による 37 都道府県回答より)

< 岐阜県>児童虐待対応強化専門職 月額 232,600円 (日額換算 14,538 円) 児童虐待対応専門職 月額 211,200円 (日額換算 13,200円) 要保護児童対応専門職 月額 232,600円 (日額換算 14,538 円) (※)日額換算は週4日勤務と仮定して試算

<他都道府県>

月額により 50 万円を超える戦闘の定めがあるのは東京都のみ。 日額により岐阜県の戦闘水準(日額装算)を超える定めがあるのは、 福井県、奈良県及び沖縄県のみ(医師・弁護士・教授に係る戦闘の定め や除く。)。

(6) 児童福祉司等の人材育成

<現状又は課題>

- Θ の習得には長期の研修と適切な指導が不可欠である。 な関係機関との連携など、極めて高度な知識と技術を必要とするた め、大学で社会福祉を専攻した者であっても、これらの知識や技術 急性の判断、親子分離の必要性の判断、必要な援助方針の策定、様々 児童虐待事案には、攻撃的な保護者への対応、虐待の危険度や緊
- いては業務多忙等により参加できていない職員も散見される も、福祉関係団体が実施する任意の専門的研修があるが、 パーバイザー研修など児童福祉法により義務付けられた研修以外に 専門性を高めるため、児童福祉司任用前講習会や児童福祉司スー
- 失や離職が懸念されている。 児童福祉司や児童心理司について、疲弊によるモチベーション

(7) 外部人材の活用

<現状又は課題>

 \odot

され児童福祉司等として勤務しているほか、教員OBを非常勤専門 人事交流により教員が全ての子ども相談センターに2名程度配置

職として登用するなど、教育委員会との連携が図られている

- おいて警察官OBが非常動専門職等として登用されている。 警察との密な連携を確保するため、全ての子ども相談センターに
- 年度からは、弁護士が西濃及び東濃子ども相談センターに隔週1日、 中濃子ども相談センターに隔週1日勤務している。さらに、平成31 弁護団への委託により弁護士が、中央子ども相談センターに週1日、 飛驒子ども相談センターに月1回勤務する体制を構築することとし 法律相談のほか法的業務などの対応のため、岐阜県児童虐待対応

【監査意見】

- (ア)児童福祉司の配置人数について、平成30年度においては児童福祉法 施行令に定められた基準を満たしているとしているが、新強化プラン 童相談所管轄区域人口3万人あたり児童福祉司1人以上)の早期達成 で示された 2022 年度(平成 34 年度)までに達成すべき配置基準(児 図のちたい。
- (イ)児童心理司及び保健師についても、昨今の社会情勢に鑑み、児童や 配置に取り組んでいく必要がある。 ンに示された配置人数に関する基準の達成に向けて、増員又は新たな 保護者に寄り添った十分な支援を行うことができるよう、新強化プラ
- (ウ)ワーク・ライフ・バランスへの配慮など働き方改革が求められてい 労働時間に罰則付きの上限(月45時間・年360時間)を設ける同法の 務の縮減を加速していく必要がある。特に一時保護所を運営する中央 る昨今の社会環境を踏まえ、子ども相談センターにおいても時間外勤 体制等を強化していく必要がある。 協定が締結されているが、平成30年6月から36協定で定める時間外 及び飛驒子ども相談センターにあっては、労働基準法第36条に基づく 部改正が行われたことにも留意して、時間外勤務縮減に向けて人員

岐

- (エ) 中央子ども相談センターの一時保護所について、定員が 30 名に拡張 所の運営に係る人員体制を速やかに強化しなければならない。 らの措置児童の受入要請に十分に応えることができるよう、一時保護 整備された新築移転のメリットを生かし、他の子ども相談センターか
- (オ)飛驒子ども相談センターについて、豪雪地域を含む広大な区域を管 轄しながら職員が少人数のために代替要員の確保が難しく組織運営に の円滑な運営などに資するための職員の増員や地域性を考慮した職員 ゆとりがない中で不測の事態にも即応しなければならないという状況 の増員が必要である にある。新強化プランによる児童福祉司等の増員に加え、一時保護所

- (カ)児童福祉司や児童心理司について、法定研修のほか、専門性を高め 機会を与え、将来の子ども相談センターの業務遂行に資するよう配慮 るとともに、児童虐待以外の他の福祉行政分野についても経験を積む るための任意の専門的研修についても、積極的な受講に向けて配慮す していく必要がある。
- (キ)職員が心身の疲弊によるバーンアウトシンドロームに陥ることを防 員が安心して働きやすい職場環境となるよう配慮されたい。 止するとともに、仕事と出産、育児などが両立できるように、若い職

施設・設備について

10

(8) 公用車などの充実

<現状又は課題>

案が複数発生した場合、公用車が足りず、自家用車を使用せざるを 得ない場合がある。 臨宅による児童の保護など公用車の使用が望ましい緊急対応事

【表9】公用車の保有状況(平成 30 年 9 月 1 日現在) (単位:台)

18	3	4	3	3	5	合計
2	_	_	_	1	1	ミニバン
9	1	3	2	1	2	コンパクト
7	2	1	1	1	2	軽
合計	飛驒	東濃	中濃	西濃	中央	種別
]		- 11		2000		

- ミニバン等の車両が必要な場合がある 児童移送時に、兄弟姉妹の人数や身の回りの荷物の量に応じて、
- 車両が必要な場合がある。 住宅密集地などへの臨宅にあたり、取り回しや駐車が容易な小型

(9) 施設の整備

<現状又は課題>

除く。)の事務室が手狭になっている中、今後、職員の増員に伴い を来たさないよう、計画的な庁舎改修工事が必要となる。 執務スペースが確実に不足することが予想されるため、業務に支障 各子ども相談センター(新築移転した中央子ども相談センターを

【監査意見】

- (ア) 地域性や相談対応事案の傾向など、各子ども相談センターのニーズ に応じた公用車の台数及び車種の確保に配慮されたい。
- (イ) 今後、職員の増員に伴い執務スペースの不足が確実に発生するほか.

(193)

だ改修工事の計画的な予算化が必要である。 増員にかかわらず手狭な子ども相談センターもあることから、現場の 一ズを把握のうえ、執務環境の改善に向けて、将来の増員も見込ん

(194)

(ウ)今後の社会情勢の変化や職員の増員等に伴い、現庁舎の改修による 時保護所の適正配置など施設のあり方について検討する必要がある。 対応が困難となった場合には、相談者の利便性や地域性に配慮した一

業務のあり方について

(10) 電話による専用相談窓口

<現状又は課題>

- 登校、交友関係、教育など様々な内容の電話相談に応じている。 されており、非常勤専門職の相談員が、児童虐待に限らず養護、不 も・家庭 110 番」が、平成2年から中央子ども相談センターに開設 県全域の児童や家庭を対象とした電話による専用相談窓口「子ど
- 間や土曜日 (8:45~17:00) は電話が少ない傾向が見受けられる。 る相談や緊急性のある相談の割合が低く、平日 (8:45~21:00) の夜 電話相談の受付件数は、過去十年間をみると概ね年間 1,600 件か 2,000 件の間で増減を繰り返しているが、総じて児童虐待に関す
- 通話料の無料化が予定されているなど充実が図られてきている。 ダイヤル 189」が平成 27 年度から運用が始まり、平成 31 年度からは 児童虐待に関する電話相談窓口としては、「児童相談所全国共通
- 話による相談窓口の充実が図られつつある。 されるように、市町村においても子育て支援などの一環として、電 「エールぎふ」(岐阜市子ども・若者総合支援センター)に代表

(11) 保護児童の移送

<現状又は課題>

- 移送に起因する交通事故の発生が懸念されている。 対応に追われ、十分な休息をとることができないまま公用車を運転 し、交通事故を起こしたケースもあり、労務管理上、今後も遠距離 深夜の遠距離移送に従事した職員が、翌日も別の予約相談や緊急
- ら中央子ども相談センター(岐阜市内)までの遠距離移送を伴う場 庁(又は帰宅)までが長時間対応となり、特に中濃又は東濃地域か 警察など関係機関と一緒に臨宅するような困難事案は、初動から帰 合に職員の疲労が少なくない。 一時保護所等への措置児童の移送は昼夜を問わず発生し、例えば

(7ページ「(4) 児童の一時保護の対応 ④」から再掲)

11-

(12) 情報管理の一元化

<現状又は課題>

- ① ケース記録など個人情報が含まれる関係書類の外部持ち出しは、 ス記録等の外部持ち出しに関する取扱いが必ずしも明確になってい め、職員は臨宅時であっても携行を控えている状況があるが、ケー 置き忘れや紛失などによる個人情報流出のリスクと背中合わせのた
- ② 夜間・休日など勤務時間外に児童虐待に関する通報を受けて、目 能な限り把握したうえで現地に赴くため、安否確認を行うまでに一 関係行政機関への確認などにより当該児童や家庭に関する情報を可 は原則として一旦事務所に登庁し、児童相談支援システムの記録や 視による児童の安否確認に赴く場合は、自宅待機している当番職員 定の時間を要さざるを得ない。
- れば、より迅速かつ的確な対応・判断に生かすことができる。 一内部や関係行政機関と必要に応じてリアルタイムに情報共有でき 虐待児童の怪我の程度など臨宅時に得た情報を子ども相談センタ

(13) 関係機関との連携

<現状又は課題>

- ① 県は警察と平成28年度に児童虐待事案の情報共有に関する協定を め、全ての虐待情報を共有している。 締結し、平成30年6月からは、虐待の早期発見と重篤化の防止のた
- 練、合同訪問等を行っている。 警察との密な連携を確保するため、子どもの保護に関する合同訓
- 子どもを診療した場合は子ども相談センター等に通告するよう、医 を策定するとともに、県内の全医療機関に配布し、虐待が疑われる 療機関との連携に取り組んでいる。 平成30年9月に医療機関向けの「児童虐待対応基本マニュアル」
- の情報共有に努めるとともに、学校で虐待が疑われる子どもを発見 した場合は躊躇することなく通告するよう学校へ要請している 教育委員会の担当者と合同会議を実施するなど、要保護児童生徒

【監査意見】

(ア) 夜間・休日における児童の安否確認などの緊急対応時に、迅速に情 マートフォン又はタブレット端末を業務支援ツールとして導入するな 報を把握・共有し、的確な判断と対応に生かすことができるよう、ス 究していく必要がある ど、ICTの活用による情報管理の一元化や業務の効率化について研

(195)

13 -

14 -

て確認する手間を省くことができ、対応の迅速化が期待できる。 テムの記録を確認することにより、勤務時間外に一旦事務所に登庁し 例えば、職員が公用のスマートフォン等を介して児童相談支援シス

(イ)被虐待児童に関する情報の流出は、当該児童を著しく危険にさらす 対策に万全を期す必要がある。 おそれがあるため、ハード・ソフト両面から個人情報のセキュリティ

むすび

門性を有する職員の不足に起因する様々な課題が見受けられた。 配置基準(児童相談所管轄区域人口5万人あたり1人以上)を達成してい るとしているが、各子ども相談センターを対象に監査を行ったところ、専 本県においては、児童福祉司に関して児童福祉法施行令に基づく現行の

課題と考えられる。特に児童福祉司等の増員にあたっては、国の新強化プ やニーズの把握と職員の資質の維持向上にも意を用いなければならない。 置目標に対する単なる数字合わせに陥ることがないよう、現場の業務実態 ランに示された配置目標の達成に向けて取り組んでいくこととなるが、配 たしていくためには、まずは職員の増員等による人員体制の強化が喫緊の もや家庭に寄り添う「支援」機能の両方を子ども相談センターが十分に果 児童虐待に関して、子どもを虐待の危険から保護する「介入」機能と子ど 全ての課題が職員の増員をもって必ずしも解消されるものではないが、

長期的かつ地道に取り組んでいく必要がある 行政として「対処療法的な対策」だけではなく「発生予防的な対策」にも るため、県民にとって真に幸せな家庭環境の構築を支援していくためには、 虐待事案は長期的なモニタリングかつきめ細かな専門的ケアが不可欠とな また、ひとたび亀裂が生じた家庭環境の治癒は容易ではなく、発生した

岐

の最も身近な場所において支援等を担う市町村との連携を一層強化してい 的に児童虐待防止について連携して取り組んでいくとともに、子どもや親 く必要がある。 このため、健康福祉部だけでなく警察や教育委員会など関係機関が横断

ず過酷な場面にも真摯に取り組んでいる子ども相談センターの職員の熱意 ければならない。 と使命感を尊び、部局の垣根を越えて子ども相談センターを支えていかな 幸せを願い、親をはじめ子どもを取り巻く大人たちを支援し、昼夜を問わ 児童や保護者に寄り添った支援の充実を図っていくためには、子どもの

<参売資料>

岐阜県の児童相談所の概要 (本庁における主務課: 健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課)

				-	TOO	6711		
512	10	78	23	241	160	Hoo		
765	31	299	13	290	132	H28	飛驒子ども相談センター	
819	38	333	12	303	133	H27		
1, 233	41	159	30	716	287	H29		
1, 209	69	182	14	702	242	H28	東濃子ども相談センター	
1,208	49	168	23	631	337	H27		
1,098	14	138	32	564	350	H29		
1,081	œ	126	28	622	297	H28	中濃子ども相談センター	
1, 095	16	143	29	679	228	H27		
1, 049	20	152	27	589	261	H29		
1, 033	20	147	27	570	269	H28	西濃子ども相談センター	相談対応作数
946	13	140	17	545	231	H27		
2, 147	42	118	62	1, 357	568	H29		
2, 034	39	83	91	1, 224	597	H28	中央子ども相談センター	
2,004	49	115	93	1, 136	611	H27		
⇒単	その街	育成	非行	平	激製			
6, 039	127	645	174	3, 467	1, 626	H29		
6, 122	167	837	173	3, 408	1, 537	H28	岐阜県全体	
6,072	165	899	174	3, 294	1, 540	H27		
中	その街	育成	非行	明	養護			
0 3	1 0	1	3 3	4 5		,	果瀬子ども相談センター	
	-	2	Ç.			ĺ	中濃子ども相談センター	
00 00	0 0	2 8	ω οσ	5 10		اًا	王状十のも益聚カンの 超継イズや益黙カンの	人員 体制
女性	男性	児里心埋刊	女性 児	埋	児里倫任 引		平成30年9月1日現在	
Ш		が、曲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			田舎づた	_		
2	へて記載	回につい	ている児童福祉司及び児童心理司について記載】	祉司及び	る児童福	77	【主に相談対応業務に従事し	
			10番」	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~ C Z P E P P P P P P P P P P P P P P P P P	5-44	1 下 7 「 6 中 8 「 7) 7) 7) 7) 8) 8 戸 電話相談室 7) 日 : 8 : 6 言語 7) 1 日 : 8 : 1 曜日 : 8 :	
				-	7. ヨー	Ĭ	· twen to	
					帽	2 4 時間	・FAX、メール 毎日	窓口の開設状況
及び「児 間対応	イヤル」 日 2 4 時			・ター2: 1ダイヤ)	数国報・セ共	中では、大学の表現である。		
				_	0~1		H :	
				. 1 5	$0 \sim 1.7$	ω . ω	お間 平日	
						推通	各子ども相談センター	
							児童福祉法第12条	設置根拠
					(昭和27年) (昭和28年)	(品品)	東濃子ども相談センター 飛驒子ども相談センター	(設置年)
					(昭和30年)	祖品品	かわれば相相が対象数数数でした。	児童相談所の名称
					inoo (H.)		せんじょ 古紫ナンカー	
が、法	() 5 と	の選系が多数型がおい、井戸みる相談に応じ、井戸	らゆる相談に	Q,	いじめ、虐待等あ	いじ		業務の概要
			N 181 181 181 181 181 181 181 181 181 18	C	*//X/X	(0)	10歳く置うよっちっ	

岐阜県監査委員告示第十三号

で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。 岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったの 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百九十九条第十二項前段の規定により

平成三十一年三月二十九日

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員

山太山 本 田 本 維勝 子寬泉久敏

祐 良

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員

杉

Щ

平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

4	45	144	193	悍
1	1	3	5	検討事項
0	22	77	99	指導事項
3	22	64	89	指摘事項
A-B-C	С	В	A	
	罪じたもの ※			区分
未措置	今回措置を	措置済	監査結果	
(単位:件)				

「今回措置を講じたもの」については、平成31年2月27日、同月28日及び3月6日に知事等関係機関から通

知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管

課に対し是正若しくは改善を求める事項

定期監査の結果に基づき講じた措置

(1)監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

200	
77	
-><-	
HΠ	
Z.,	
ZY.	
_	
πĿĿ	
~	

の不適正な事項が認められたので、速やか \mid に、過払となっていた時間外勤務手当2件	の不適正な事項が認められたので、速やか	ンター
平成30年8月21日の8月分給与支給時	時間外勤務手当の支給事務において、次	精神保健福祉セ
ることにより事故の再発を防止する。		
重ねる機会を増やし、スキルアップに努め		
3回実施することとし、職員が経験を積み	たい。	
修は年に1回実施していたが、今後は年に	毀損事故防止について一層の徹底を図られ	
感染症患者搬送用カプセルを使用した研	723,600円) が発生していたので、職員の	
一層の注意を払うよう指導を行った。	傷させた1件の毀損事故(修繕料相当額	
当該職員に対し、備品の取扱いについて	公務中に感染症患者搬送用カプセルを損	飛驒保健所
て、再発防止に努める。		
算結果を複数人でチェックすることによっ		
外勤務手当等計算支援ツールを利用し、計	今後は適正に処理されたい。	
に、人事課が平成30年4月に配布した時間	ていたので、速やかに措置するとともに、	
当に係る制度について理解を深めるととも	外勤務手当1件3,129円が支払不足となっ	
今後は、時間外勤務手当及び休日勤務手	勤務手当を支給していたことにより、時間	
3,129円を対象職員に支給した。	時間外勤務手当を支給すべきところ、休日	
平成30年10月19日、支払不足であった	時間外勤務手当等の支給事務において、	東濃保健所
講じた措置	監査結果	機関名

「無政権の研 「無政権の研 「無政権のの研 「共政権のの研 「大変通常会を全職員対象に支払 し、交通事権が上の価値を図ったほう、傾 し、交通事権が上の価値を図ったほう、傾 「大変通常が上の価値を図ったほう、体 の勝行及び交通事故が上の元章報送行った。 「おりの機能を図った。 「表の事業が上の工で、乗回の「大変通常なが上でいて、交通事故 「大変通常なが、大きがして、、交通事故の上で、大きが 「大変通常なが上で、大きが 「大変通常などの工の主意など、大きが 「大変通常などの工の主意など、大きが 「大変通常などの工の主意など、大きが 「大変通なを超こした職員よいに対して 「大変通なを超こした職員よいに対して、交通事故 「大変通なを超こした職員よいに対して、交通事故 「大変通なを超こした職員よいに対して、交通事故 「た変通なを超こした職員よいに対して、交通 「大変通なを超こした職員よいに対して、交通 「大変通なを超こした職員よいに対して、で、交通 「大変通なを超こした職員が公用事を選 「大変通なを超こした職員が公用事を選 「大変通なを超こした権員が公用事を選 を行うこ、 「大変通なを超こした職員が公用事を選 「大変通なを超こした職員が公用を登録としたトラフィ 「大変通なを超こした職員が公用事を選 「大変通なを超こした機員が公用事を選 「大変通なを超こした機員が公用事を選 「大変通なを超こした場員が公用事を選 「大変通なを超こした職員が公用事を選 「大変通なを超こした事員が公用事を選 「大変通なを超こした事員が公用事を選 「大変通なを超こした事員が公用事を選 「大変通なを超こし、ののが対象に、他回体主握の交通変を登録し 「大変通なので、工要する公司を選をのを認 「大変通なので、、現実で会、大理 「大変通など」で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
-層の徹底を図られたい。	今後は、継続的な取組として、定例の課		
一層の徹底を図られたい。	巡った。		
-層の徹底を図られたい。 現期農林事務所 公務中の1年の交通事故について、修繕 料26.568円が支払われていたので、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	全に係る意識向上や交通事故防止の徹底を		
層の徹底を図られたい。 飛驒農林事務所	実施し、情報提供を行うとともに、交通安		
- 層の徹底を図られたい。	あわせて、所属職員に対して職場研修を	たい。	
 →層の徹底を図られたい。 飛鷹農林事務所	1 運転励行について指導した。	交通事故防止について一層の徹底を図られ	
一層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所 公務中の1件の交通事故について、修繕 料26,568円が支払われていたので、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。	対し、所属長から厳重注意し、	料9,720円が支払われていたので、職員の	
層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	善事故直後に、交通事故に関わった職員に	公務中の1件の交通事故について、修繕	
層の徹底を図られたい。	とで再発防止に努める。		
層の徹底を図られたい。 飛馴農林事務所	において複数名でのチェックを徹底するこ		
- 層の徹底を図られたい。	数並びに金額を確認するとともに、決裁時	理されたい。	
- 層の徹底を図られたい。	勘務手当及び休日勤務手当の支給対象時間	やかに措置するとともに、今後は適正に処	
層の徹底を図られたい。 飛馴農本事務所	恵 務手当等計算支援ツールを活用し、時間外	1件1,678円が過払となっていたので、速	
- 層の徹底を図られたい。 飛馴農林事務所	今後は、人事課から配布された時間外勤	間外勤務手当を支給していたことにより、	
層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	井 人 (収入) 済みであることを確認した。	もかかわらず、これを超えていたとして時	
層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	こ 調定)処理を行い、平成30年10月4日に戻	される時間を加えた時間を超えていないに	
層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	台 月3日に主務課を通じて戻入(過年度収入	週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給	
層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	1 過払分1,678円については、平成30年10	所 時間外勤務手当の支給事務において、1	西濃農林事務所
一層の徹底を図られたい。 飛馴農林事務所 公務中の1件の交通事故について、修繕料26,568円が支払われていたので、職員の交通事故坊止について一層の徹底を図られたい。	講じた措置	監査結果	機関名
一層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所 公務中の1件の交通事故について、修繕 料26,568円が支払われていたので、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。			農政部
一層の徹底を図られたい。飛馴農林事務所公務中の1件の交通事故について、修繕 料26,568円が支払われていたので、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。	とし、再発防止に努める。		
一層の徹底を図られたい。飛馴農林事務所公務中の1件の交通事故について、修繕料26,568円が支払われていたので、職員の交通事故的止について一層の徹底を図られたい。	複数の職員による突合及び確認を行うこと	今後は適正に処理されたい。	
─層の徹底を図られたい。飛馴農林事務所☆務中の1件の交通事故について、修繕料26,568円が支払われていたので、職員の交通事故的止について一層の徹底を図られたい。	今後は、雇用保険料の支出の決裁時に、	り、追徴金100円が支払われていたので、	
 一層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	上 険料の支出事務について説明した。	礎となる賃金総額の積算を誤ったことによ	
 一層の徹底を図られたい。 飛騨農林事務所	基 毎月開催する職員会議において、雇用保	雇用保険料の支出事務において、算定基	わかあゆ学園
層の徹底を図られたい。 層の徹底を図られたい。 一層の徹底を図られたい。 一層の徹底を図られたい。 一層の徹底を図られたい。 一層の徹底を図られたい。 一層の徹底を図られ	員によるチェック体制をさらに徹底する。		
—層の徹底を図られたい。	通知書」との突合を厳密に行い、複数の職	件65,411円が支払不足となっていた。	
一層の徹底を図られたい。	2 夜間勤務命令簿」と「週休日の振替え等の	勤務手当を支給していたことにより、2	
一層の徹底を図られたい。		かかわらず、これを行ったとして時間外	
一層の徹底を図られたい。	も り、関係規定に関する理解をより一層深め	務時間の割振り変更を行っていないにも	
一層の徹底や図られたい。	物 今後は、時間外勤務手当の支給に当た	について、週休日の振替及び4時間の勤	
一層の徹底を図られたい。	判 た。	2 週休日に勤務命令により勤務した時間	
一層の徹底を図られたい。	修を受講し、支給規定について再度確認し	円が過払となっていた。	
	9 いて、平成30年7月12日に入事課主催の研	めて支給していたことにより、2件3,019	
『事務につ ていたので、職員の毀損事故防止について また、平成30年9月27日に恵那警察署に	含 また、時間外勤務手当等の計算事務につ	勤務手当を支給すべきところ、これを含	
故について、修繕料183,500円が支払われ 励行について指導を行った。	* いては追給した。	1 休憩時間を除いた時間について時間外	
H1円につ 恵那農林事務所 公務中に車両を損傷させた1件の毀損事 当該職員に対し、所属長から安全運転の	っていた時間外勤務手当2件65,411円につ	れたい。	

								下呂土木事務所														可茂土木事務所									郡上土木事務所	機関名	県土整備部						
				止に努められたい。	路管理について一層の徹底を図り、事故防	していたので、道路パトロールの強化等道	賠償金として206,135円の費用負担が発生	道路管理上の3件の事故について、損害										止に努められたい。	路管理について一層の徹底を図り、事故防	していたので、道路パトロールの強化等道	賠償金として250,171円の費用負担が発生	道路管理上の2件の事故について、損害					止に努められたい。	路管理について一層の徹底を図り、事故防	していたので、道路パトロールの強化等道	賠償金として142,495円の費用負担が発生	道路管理上の1件の事故について、損害	監査結果							11/2V %
米柱の横虫をした。なのに、今年時には民	発生日から週3回のパトロールを実施し、	また、1件の氷柱落下事故については、	対策を進めている。	在、詳細設計を発注し、恒久的な落石事故	法面上部にある要対策箇所については、現	び恒久的な防護柵の設置を行った。なお、	早急に法面の点検を実施し、浮石の除去及	2件の落石事故箇所については、発生後	一層強化し事故防止に努める。	町村からの通報の活用により、道路管理を	基盤メンテナンスサポーター (MS) や市	ロールによる日常的な点検の実施及び社会	道路管理上の事故については、道路パト	す た	ットの設置及び落石注意看板の増設を行っ	事故については、網目の細かい落石防護ネ	また、落石によるフロントガラスの破損	い、段差を解消した。	故については、マンホール周辺の舗装を行	に生じていた段差による車体底部の破損事	対する再発防止の措置として、マンホール	損害賠償事故の原因となった危険箇所に	き続き事故防止に努める。	託)による早期発見及び対応を徹底し、引	対応並びに道路維持修繕業務委託(全面委	ル等の落雪の発生しやすい箇所の点検及び	ロース時に樹木、シェシド、雑壁、トンネ	落雪による事故の防止に向け、道路パト	定を実施した。	道路に張り出している枝の幹の根本から剪	落雪の原因となった樹木の枝について、	講じた措置		発防止に努める。	によるチェックを徹底することにより、再	十分に確認するとともに、決裁時に複数人	当等計算支援ツールを活用し、支給割合を	から各所属宛てに配布された時間外勤務手	者」 との米伯を敷始で行い、 また、 八争琛
																																	曹						
																																	山土木事務所						
							止に努められたい。	路管理について一層の徹底を図り、事故防	していたのに、道路パトローアの強化等道	賠償金として436,207円の費用負担が発生	道路管理上の2件の事故について、損害						れたい。	の交通事故防止について一層の徹底を図ら	料314,150円が支払われていたので、職員	公務中の3件の交通事故について、修繕						理されたい。	やかに措置するとともに、今後は適正に処	うことなく代金が支払われていたので、速	(25kg×520袋) について、納品検査を行	る車庫等)に納品させた13トン分	のうち、管内各地(事務所から遠隔地にあ	費の支出事務において、調達した常温合材	アスファルト補修材の調達に係る原材料						
	成30年10月に設置した。	路際斜面の起伏をならし、雪崩防護柵を平	米雪の滑落のあった斜面については、	滑雪シートを平成30年12月に設置した。	あった橋梁両側の橋門構の雪庇防護板に、	雪庇落としを実施している。また、落雪の	雪を観測した場合にパトロールを実施し、	落雪事故については、基準値を超える降	じた。	に把握するとともに、次の再発防止策を講	当該事故については、事故の原因を適切	て注意喚起し、再発防止に努める。	びに県有物品の適正な使用及び管理につい	に、交通法規の遵守及び安全運転の励行並	また、課長会議、朝礼等機会あるごと	防止の意識向上を図った。	説明し原因を認識させることにより、事故	指導するとともに、全職員に事故の概要を	び原因を聴取し、安全運転の励行について	事故直後に、当該職員から事故の状況及	エックするなど、適切な執行に努める。	について、検査者を含めた複数の職員でチ	今後も、提出された納品書、納品写真等	るよう見直しを図った。	いが困難な場合でも適正な履行確認が行え	複数の箇所への納品があり、検査者の立合	を添付するよう仕様書に明記し、同一日に	納品日、数量、納品先等が確認できる写真	また、平成30年度から、納品書提出時に	に納品されたことを確認した	伝票や、納品先の受払記録を確認し、適切	アルト補修材については、業者からの納品	管内各地に納品された13トン分のアスフ	応を徹底し、引き続き事故防止に努める。	一からの報告等により、早期発見・早期対	繕の委託事業者及びメンテナンスサポータ	け、普段の道路パトロールや、道路維持修	今後も落石等による道路事故防止に向	ペ十争名 表題 つ 尿凶 の 深 式 を 行 る 八

(199)	平成31年	3月29日	岐 阜	県 公 報		第3035号
	岐阜本県特別支援学校			- 技 - 技 - 技 - 学学	教育委員会	
o	(本日勤務手当の支給事務において、入力を失念していたことにより、2件56,472円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			: 物品の管理事務において、プロジェクタ 一式など22件(取得価格計3,372,420円)を 亡失していたので、今後は物品管理の一層 の徹底を図るとともに、再発防止に努めら れたい。	+ + +	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料115,711円が支払われていたので、職員の認起車がはトについて
動務手当等計算支援ツール」の活用とあわせ、「時間外動務、休日勤務及び夜間勤務 合令簿」から、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務	支払不足となっていて休日勤務手当2件 56,472円については、平成30年11月21日に 追給を行った。 今後は、適正な手当支給を徹底するた め、総務事務センターの提供する「時間外	接口になった。 (パース ロッペン・エロッペン・ この とうに、供用主任者及び事務職員間で手続の進捗等を共有するため、現物実在や更新等で物品の移動が生じる場合は、必ず書面にて報告を行うよう所属内での手続を周知するなど、適正な備品管理が行われる体制を確保し、再発防止に努める。	現物実査においては、現物確認の実施方法等を再度全職員に周知し、現物確認の実施方法等を再度全職員に周知し、現物確認の徹底、供用主任者による物品の移動及び遊休備品の確実な報告並びに事務担当者による報告が窓の速やがか会影が理を確信した。	亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除却を行った。 また、職員会議において、亡失の事実、 亡失に至ったと思われる原因、今後の物品 管理の取組の重要性及び物品の管理責任に ついて説明し、管理意識の向上を図った。	では、水水上で、ボルコのではに、公用車をはじめ物品の適切な使用及び 管理を周知徹底し、職員の毀損事故防止の 意識向上を図った。 今後も定期的に物品の管理について注意 喚起を行い、毀損事故の再発防止に努め る。 講じた措置	業務委託(全面委託)等での道路施設の損傷 や危険箇所の早期発見と対応を徹底し、道 路事故の未然防止に努める。 事故後直ちに当該職員に対し、公用車の 適切な使用について指導を行った。
		大垣警察署			警察本部 機関名 岐阜南警察署	
		公務中の2件の交通事故について、損害 賠償金として172,034円の費用負担が発生 していた。また、公用車が1台廃車となっ ていたので、職員の交通事故防止について 一層の徹底を図られたい。			監査結果 物品の管理事務において、件 (取得価格計305,842円) たので、今後は物品管理の-るとともに、再発防止に努め	
		事故について、損害 円の費用負担が発生 円が1台廃車となっ 通事故防止について			監査結果 物品の管理事務において、防弾衣など4 件(取得価格計305,842円)を亡失してい たので、今後は物品管理の一層の徹底を図 るとともに、再発防止に努められたい。	

体制の整備を図り、適正な会計事務処理に

認を行うことを徹底し、同規則、同規則取

て疑義が生じた場合は、出納管理課への確

今後は、契約を含む会計事務全般におい

扱要領等を遵守するとともに、内部けん制

		育を継続美地して安全連転高識の局場を図り、再発防止の徹底に努める。
加茂警察署	公務中の2件の交通事故について、損害	当該職員に対しては、個別に警務課長か
	賠償金として112,676円の費用負担が発生	ら事故原因を聴取して具体的な再発防止策
	し、また、修繕料76,032円が支払われてい	の指導を行い、事故防止の重要性について
	たので、職員の交通事故防止について一層	認識させた。
	の徹底を図られたい。	このうち、原動機付自転車による事故に
		関しては、事故発生後に策定した加茂警察
		署独自の二輪車事故防止ルール (5則) の
		唱和を全職員で朝会時等に実施することに
		より、事故防止意識の高揚を図っている。
		さらに、二輪車を使用する職員を対象に、
		二輪車運転訓練を継続的に実施している。
		また、積載車両の事故に関しては、職務
		上当該車両を取り扱う職員に対し、適切な
		使用方法の教養を実施して、再発防止に努
		めている。
	事故処理用務中に、事故車両を損傷させ	当該職員に対しては、警務課長から事故
	た1件の毀損事故について、損害賠償金と	発生時の状況や原因を聴取し、事故防止の
	して23,760円の費用負担が発生していたの	重要性について認識させたほか、全職員に
	で、職員の毀損事故防止について一層の徹	対しては、朝会時に地域課長から、カメラ
	底を図られたい。	を取り扱う際は必ずネックストラップによ
		り首から提げる等の教養を実施して、具体
		的な再発防止策の指導を行った。
		以後も、事故現場等では最大限の慎重さ
		を持って職務執行し、職員の事故防止に一
		層の徹底を図っている。

	努める。	<i>⊗</i>
公務中にノート型パソコンを損傷させた		毀損事故を起こした職員に対し、ノート
1件の毀損事故につい	て、修繕料60,480円 型パン	1件の毀損事故について、修繕料60,480円 型パソコンの取扱いについて、細心の注意
が支払われていたので、	が支払われていたので、職員の毀損事故防 を払うよう指導した。	うよう指導した。
止について一層の徹底を図られたい。		あわせて、事務所職員に対して、ノート
	型ペン	型パソコンをはじめとした県有物品等の慎
	重な値	重な使用及び管理について周知徹底を図っ
	か	

健康福祉部

機関名保健医療課
飛驒垛健所
身体障害者更生 相談所
わかあゆ学園

岐

環境生活部

務所 高山陣屋管理事 機関名

ので、今後は適正に処理されたい。

において、見積書が徴取されていなかった 則(昭和32年岐阜県規則第19号)に基づい

た適正な契約事務を行うよう指導を行っ

会計事務担当職員に対し、岐阜県会計規

講じた措置

ノート型パソコンの修繕に係る支出事務 監査結果 (2)監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

び教育上の効果的な指導の必要性から、職員が公務の一環として当該資金を管理している。 当該資金については、「わかあゆ学園生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ学園生活訓練費使用実施要綱」に基づき取り扱うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 生活訓練費を買い物指導に使用した後は、通子がに加慮したうえで、速やかに在園児童の通帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費合帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けているが、入金が遅れでいたので、決裁を受けているが入金の退れが見過ごされているものがあった。 場路名 監査結果 物品の管理事務において、簡易型上壌水分計1件(取得価格で19,800円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	ないより管理を徹底し、再発防止に劣める。		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活副構教台側に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活副構教台側に混及金を確認し、に、通帳に交金を確認し、に、通帳に交換を運動とともに乗回 様学派行生活副業教但用実施要約」及び「わかあゆ 他氏した。 学園 後学派行生活副業教但用実施要約」及び「わかあゆ 他氏した。 学園 後学派行生活副業教会用支施要約」及び「わかあゆ 他氏した。	今後は、物品一覧表との不突合が発生し		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台機に記入し、いる。			
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活即練費台帳に記入し、いる。	帳を作成して、供用主任者に配布し、物品		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費合帳に記入し、レンのあいの一葉として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、いる。 に、通帳に残金を確認し、いる。 に、通帳に残金を確認し、に、通帳に残金を確認し、いる。	るとともに、物品ごとの写真を掲載した台		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、いる。	用主任者及び所在場所を正しく登録変更す		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 「いる」 当談資金とで到して、活がするとともに残金を確認し、いる。 当談資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよ。生活訓練費を買い物指導に自力があゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるように 生活訓練費を買い物指導に使用した後 み後は、複数の職員で買い物指導に基づき取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金の職員で買い物指導 方式で、速やがに右國児童の通帳に入金 することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通順とととに工活訓練費台帳に決裁を受けることとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通順とととに工活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けていなが入金の遅れが 見過ごされているものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通順ととといて上活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けていなが、入金が遅れていないものや、決裁を受けていなが、大金が遅れていたので、今後は初品管理の一層の徹底を 月12日付けの出納事務局からの過 図るとともに、再発的上に努められだい、 が品の総点検を実施し、平成3 30日付けで会計管理者へ岐阜県会員 203名に基づく事故報告を行った。また、所内会議等を通じて、会別 に注意喚起を行うとともに、物品の 任、職員の賠償責任等について周りた。	今回の物品の総点検に基づき、物品の供		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 具が公務の一環として当該資金を管理して、流付するとともに残金を確認し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費合帳に記入し、に、通帳に残金を確認し、 に、通帳に残金を確認し、	to		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 具が公務の一環として当該資金を管理して、流付するとともに残金を施限し、いろ。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いま言訓練費使用支施要綱」及び「わかあゆ学園 生活訓練費合帳に決裁を受けるよう学園 修学所行生活訓練費使用支施要綱」 今後は、複数の職員で買い物指導に基立さ取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通販へ入金での不適正な事項が認められたので、今後は 及び生活訓練費合帳に決裁を受けるようまで、選やかに拍園児童の通帳に入金 することとされているが、入金が遅れていたが、大金が遅れていたものがあった。 2 通販への入金後は、速やかに通販とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通販への入金後は、速やかに通販とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通販への入金後は、速やかに通販とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けているが入金の遅れが見過ごされているものがあった。 2 が成本の管理事務において、簡易型土壌水 当該物品については、総合財務分計1件(取得価格79,800円)を亡失して「大人の物品一覧表から除却し、平成のよどともに、再発的上に努められたい。 月12日付けの出納事務局からの過ととともに、再発的上に努められた。	任、職員の賠償責任等について周知を図っ		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 しいる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費合帳に決放を受けるよう生活訓練費使用支施要額」 に基づき取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通販へ入金の上、通帳と	し注意喚起を行うとともに、物品の管理責		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 具が公務の一環として当該資金を管理してに、通帳に残金を強選し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決壊を受けるよう学園 修学所行生活訓練費使用支施要綱」及び「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決壊を受けるよう学園 修学所行生活訓練費使用支施要綱」及び「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決壊を受けるように基づき取り扱うこととなっているが、次 及び生活訓練費台帳に決壊を受けるように 生活訓練費を買い物指導に使用した後 い、再発防止に努める。は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、決壊を受けることとされているが、決壊を受けることとされているが、決壊を受けていないものみ、決壊を受けているが入金の遅れが 見過ごされているものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳において、備易型土壌水 与計1件(取得価格で9,800円)を亡失して テムの物品一覧表から除却し、平成3分計1件(取得価格で9,800円)を亡失して テムの物品一覧表から除却し、平成3分計1件(取得価格で9,800円)を亡失して テムの物品一覧表から除却し、平成3の1日けずで会計管理者へ岐阜県会員203名とともに、再発防止に努めらわた。 203名とともに、再発防止に努めらわたい。 112日付けの出納事務局からの過 203名に基づく事故報告を行った。	また、所内会議等を通じて、全職員に対		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 具が公務の一環として当該資金を管理してに、通帳に残金を入金の上、通帳に残金を承確認し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう学園 修学旅行生活訓練費使用実施要網」及び「わかあゆ 徹底した。 学園 修学旅行生活訓練費使用実施要網」及び「わかあゆ 徹底した。 の不適正な事項が認められたので、今後は 及び生活訓練費台帳に決裁を受けるように基づき取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通帳へ入金では、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レンートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたがより、大金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳において、簡易型土壌水ととされているが、決裁を受けていながよからか。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 現過ごされているものがあった。 型話物品については、総合財務会場出ので、今後は物品管理の一層の徹底を 月12日付けの出納事務局からの辺のるとともに、再発的止に努められたい。 1 11日付けの出納事務局からの過のるとともに、再発的止に努められたい。 1 11日付けで会計管理者へ岐阜県会員	203条に基づく事故報告を行った。		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決及を受けるよう生菌が基づきに及り扱うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は、複数の職員で買い物指導にに処理されたい。 「上生活訓練費を買い物指導に使用した後は、海らないように担当職員に声かけ、1 生活訓練費を買い物指導に使用した後は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 「は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入金することとされているが、入金が遅れていたが、決裁を受けていないものや、決裁を受けているが、入金が遅れていたものがあった。 「場面の管理事務において、簡易型土壌水分計1件(取得価格79,800円)を亡失してテムの物品一覧表から除却し、平成のるとともに、再発防止に努められたい。 「いたので、今後は物品管理の一層の徹底を月12日付けの出納事務局からの辺とともに、再発防止に努められたい。」い、物品の総点後を実施し、平成3 「以たので、今後は物品管理の一層の徹底を月12日付けの出納事務局からの辺とともに、再発防止に努められたい。」い、物品の総点後を実施し、平成3	30日付けで会計管理者へ岐阜県会計規則第		
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決残を受けるよう生菌が基づきに担いては、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう年園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。	い、物品の総点検を実施し、平成30年8月	図るとともに、再発防止に努められたい。	
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決接を受けるよう生菌が終費値用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 学園 修学派行生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 学園 修学派行生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 今後は、複数の職員で買い物指導に延期されたい。 道面に必理されたい。 道面に必理されたい。 1 生活訓練費を買い物指導に使用した後 は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して痰金を確認したうえで、速やかに在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して痰金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けていなが、入金が遅れていたものがあった。 度監結果 機関名 監査結果 機関名 監査結果 当該物品については、総合財務会分計1件(取得価格79,800円)を亡失して、ラムの物品一覧表から除却し、平原を対路の	月12日付けの出納事務局からの通知に従	いたので、今後は物品管理の一層の徹底を	
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決残を受けるよう生菌・学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」なが「おかあり 徹底した。 の不適正な事項が認められたので、今後は 及び生活訓練費台帳に決裁を受けるよう返正に処理されたい。 1 生活訓練費を買い物指導に使用した後 以、再発的止に努める。は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けていながあった。 度治でないたものがあった。 2 通過ごされているものがあった。 農治でおれているものがあった。 農過ごされているものがあった。 農治でおお、大金のがあった。 歴治結果 機関名 『法 生活訓練者台帳に決裁を受けていないものや、決裁を受けているが入金の遅れが、見過ごされているものがあった。	テムの物品一覧表から除却し、平成30年4	分計1件(取得価格79,800円)を亡失して	
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金とついては、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」 今後は、複数の職員で買い物指導に基づき取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通帳へ入金で活正に処理されたい。 1 生活訓練費を買い物指導に使用した後は、行力がある。は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けることとされているが、決裁を受けていなが、全がよいものや、決裁を受けているが、入金の遅れが見過ごされているものがあった。 2 過帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けていなが、見過ごされているが、入金が遅れが見過でいるが、入金が近れたいるものがあった。	当該物品については、総合財務会計シス	物品の管理事務において、簡易型土壌水	飛驒農林事務所
び教育上の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる。 当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう生語。 生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 学園 修学所行生活訓練費使用実施要綱」なび「わかあめ 徹底した。 学園 修学所行生活訓練費使用実施要綱」なび「おかあめ 徹底した。	講じた措置	監査結果	機関名
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、レジ系の一環として当該資金を管理して 流付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と変金については、「わかわゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるように取り扱うこととなっているが、次 機成した。			農政部
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、レジ系の一環として当該資金を管理して活が付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と変資金については、「わかあゆ学園生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ谷後は、複数の職員で買い物指導が表現り扱うこととなっているが、次、投充を把握し、残金を通帳へ入金が透取り扱うこととなっているが、次、投充を把握し、残金を通帳へ入金が透正が事項が認められたので、今後は、複数の職員で買い物指導で表現が表現が表現した。 大災を把握した後 に、再発防止に努める。 在園児童別の生活訓練費台帳に記入レシートを添付して残金を確認したとで、速やかに在園児童の通帳に入金をこととされているが、入金が遅れているが、とまっているが、決載を受けていないもな、決載を受けていないもな、決載を受けているが、決載を受けていないもな、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、必要を通帳に決しな受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決載を受けているが、決しい。		見過ごされているものがあった。	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、レジ系の一環として当該資金を管理して活が付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と変資金については、「わかあゆ学園生活訓練費信用実施要綱」及び「わかあゆ俗底した。修学派行生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあめ俗底した。 (本語訓練費信帳に決裁を受けるよう。 (本語訓練費信帳に決裁を受けるよう。 (本語訓練費信帳に決裁を受けるよう。 (本語訓練費音帳に決裁を受けるとといまがにものがあった。 (本語別報費音帳に決裁を受けることとされているが、入金が遅れているが、決裁を受けることとれているが、決裁を受けることとまれているが、決裁を受けることとまれているが、決裁を受けていないも		のや、決裁を受けているが入金の遅れが	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、レジ系の一環として当該資金を管理して活が付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と変金については、「わかあゆ学園生活訓練費台帳に決裁を受けるようを学成で生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 (本語訓練費台帳に決裁を受けるような取り扱うこととなっているが、次状況を把握し、残金を通帳へ入金でが正式が表現が認められたので、今後は、複数の職員で買い物指導が表現り扱うこととなっているが、次の定生活訓練費台帳に決裁を受けることとまれているが、入金が遅れているがあった。 (本語訓練費台帳に決裁を受けることとまれているが、入金が遅れているがあった。) (本語訓練費台帳に決裁を受けることとまれているが、入金が遅れているがあった。) (本語訓練費台帳に決裁を受けることとまれているが、入金が遅れているがあった。) (本語訓練費台帳に決裁を受けることとまれているが、入金が遅れているが、入金が遅れているが、大金が遅れているが、大金が遅れているがあった。) (本語訓練費台帳に決裁を受けることとまたまがあった。) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決数を受けること) (本語訓練費台帳に決数を受けること) (本語訓練費台帳に決数を受けること) (本語訓練費台帳に決数を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決数を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決しないまする) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決裁を受けること) (本語訓練費台帳に決しないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな		とされているが、決裁を受けていないも	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いた祭の一環として当該資金を管理してに、通帳に残金を入金の上、通帳と変金については、「わかあゆ学園生活訓練費台帳に決裁を受けるよう。 「、、通帳に残金を入金の上、通帳と要合を「おからからの」を等」が行生活訓練費使用実施要額」を要があることとなっているが、次、状況を把握し、残金を通帳へ入金でが上に訓練費を買い物指導に使用した後に記入して、一を添付して残金を確認したで、通やかに在園児童の通帳に入金をで、通やかに在園児童の通帳に入金をこととされているが、入金が遅れているが、入金が遅れているが、入金が遅れてともがあった。		もに生活訓練費台帳に決裁を受けること	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いた然の一環として当該資金を管理してに、		通帳への入金後は、速やかに通帳と	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いた然の一環として当該資金を管理してに、		いたものがあった。	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、レジ系の一環として当該資金を管理して活が付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と変金については、「わかあゆ学園生活訓練費台帳に決裁を受けるよう。 「お取り扱うことなっているが、次、状況を把握し、後数の職員で買い物指導が表現り扱うことなっているが、次、状況を把握し、残金を通帳へ入金って近遅されたい。今後は、複数の職員で買い物指導に近近本事項が認められたので、今後は、投び生活訓練費台帳に決裁を受けるに近遅されたい。 生活訓練費を買い物指導に使用した後、以び生活訓練費台帳に決裁を受けるように担当職員に声かに ・ 在園児童別の生活訓練費台帳に記入 レシートを添付して残金を確認した。 こ、通やするとは一次ので、一方に担当職員に声かに ・ 「再治防止に努める。		することとされているが、入金が遅れて	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる公務の一環として当該資金を管理して統計するとともに残金を確認し、法院全については、「わかあゆ学園生活訓練費台帳に決裁を受けるよう。 「た、通帳に残金を入金の上、通帳と検査については、「わかあゆるの」とは、「おかあゆるの」とは表を受けるようで表現り扱うこととなっているが、次状況を把握し、残金を通帳へ入金の直な事項が認められたので、今後は、後数の職員で買い物指導に処理されたい。 ・ 大況を把握し、残金を通帳へ入金で必要されたい。 ・ 本語別練費を買い物指導に使用した後 ・ 在圏児童別の生活訓練費台帳に記入 ・ アシートを添付して残金を確認した		うえで、速やかに在園児童の通帳に入金	
「正の効果的な指導の必要性から、職は、生活訓練費台帳に記入し、いる 公務の一環として当該資金を管理して 流付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と (こ、通帳に残金を入金の上、通帳と (こ、通帳に残金を入金の上、通帳と (こ、通帳に残金を入金の上、通帳と (本)			
「正の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、レジ 公務の一環として当該資金を管理して 流付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳 次資金については、「わかわゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう 「お取り扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通帳へ入金で 適正な事項が認められたので、今後は、後数の職員で買い物指導であり扱うこととなっているが、次 状況を把握し、残金を通帳へ入金で 適正な事項が認められたので、今後は 及び生活訓練費台帳に決裁を受けること処理されたい。 株式を記憶、入金を通帳へ入金での理されたい、方路が上に次数を受ける。		は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入	
「正の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、レジ 公務の一環として当該資金を管理して 流付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳 に、通帳に残金を入金の上、通帳 と	い、再発防止に努める。		
「「上の効果的な指導の必要性から、職」は、生活訓練費台帳に記入し、いた 25%の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳 25金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう制練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。 (後学旅行生活訓練費使用実施要綱」 今後は、複数の職員で買い物指導 6学旅行生活訓練費使用実施要綱」 今後は、複数の職員で買い物指導 5会取り扱うこととなっているが、次、状況を把握し、残金を通帳へ入金で、5会取り扱うこととなっているが、次、状況を把握し、残金を通帳へ入金で	滞らないように担当職員に声かけ等を行	適正に処理されたい。	
「自上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、いる公務の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と に、通帳に残金を入金の上、通帳と 、 道帳に残金を入金の上、通帳と 、 道帳に残金を入金の上、通帳と 、 道帳に残金を入金の上、通帳と 、 道帳に決裁を受けるよう で学旅行生活訓練費使用実施要綱」 を学旅行生活訓練費使用実施要綱」 が表した。 を学旅行生活訓練費使用実施要綱」 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表の職員で買い物指導 が学取り扱うこととなっているが、次、 状況を把握し、残金を通帳へ入金で	及び生活訓練費台帳に決裁を受けることが	の不適正な事項が認められたので、今後は	
「「上の効果的な指導の必要性から、職」は、生活訓練費台帳に記入し、いい 25%の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、 「近帳に残金を入金の上、通帳し、 「 「	状況を把握し、残金を通帳へ入金すること	に基づき取り扱うこととなっているが、次	
育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、アジン務の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と该資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう 調練費使用実施要綱」及び「わかあゆ 徹底した。		学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」	
育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、アジン筋の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と接金については、「わかあゆ学園 生活訓練費台帳に決裁を受けるよう	徹底した。		
育上の効果的な指導の必要性から、職 は、生活訓練費台帳に記入し、アジン第の一環として当該資金を管理して 添付するとともに残金を確認し、に、通帳に残金を入金の上、通帳と	生活訓練費台帳に決裁を受けるように周知		
は、生活訓練費台帳に記入し、アジ 添付するとともに残金を確認し、	に、通帳に残金を入金の上、通帳とともに	いる。	
職に、生活訓練費台帳に記入し、ワシー		員が公務の一環として当該資金を管理して	
	2		

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	道路管理上の4件の事故について、損害	事故の原因となった危険箇所について、
		次の再発防止策を実施した。
	生していたので、道路パトロールの強化等	・舗装の補修
	道路管理について一層の徹底を図り、事故	・法面の点検
	防止に努められたい。	・浮石の除去
		今後も道路パトロールの強化を図るとと
		もに、「社会基盤メンテナンスサポータ
		一」制度によるサポーター(民間人106
		名)からの危険箇所等の情報収集や、職員
		による歩道、トンネル、落石危険箇所、街
		路灯等の計画的な点検等により、道路事故
		の未然防止に努める。
大垣土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害	事故後、速やかに舗装の穴ぼこを補修し
	賠償金として92,471円の費用負担が発生し	た。
	ていたので、道路パトロールの強化等道路	こうした事故が発生しないよう、従来の
	管理について一層の徹底を図り、事故防止	定期的な道路パトロールに加え、公用車に
	に努められたい。	補修用合材を常備し、職員の出張時にも穴
		ぼこを発見した際には直ちに補修するな
		ど、事故の防止に努めている。
揖斐土木事務所	公務中にノート型パソコン等を損傷させ	おみヘロんい 在イーノ 、
	た2件の毀損事故について、修繕料81,000	じめとした電子機器等の取扱いに一層の注
	円が支払われていたので、職員の毀損事故	意を払うよう指導を行った。
	防止について一層の徹底を図られたい。	また、所内課長会議及び所内メールに
		て、パソコン等の県有物品の適切な管理及
		び取扱いについて改めて周知徹底を図っ
		た。
下呂土木事務所	一般県道下山名丸線の防災工事におい	一般県道下山名丸線の防災工事に係る道
	て、次の不適正な事項が認められたので、	路区域変更及び供用開始について、平成30
	速やかに措置するとともに、今後は適正に	年11月 6日付け岐阜県告示第549号及び第
	処理されたい。	552号で公示を行った。
	1 当該工事のための用地を取得する前	今後は、丈量測量を行った際に区域変更
	に、道路区域の変更の公示を行っていな	の必要性を確認することを徹底し、用地買
	かった。	収前に区域変更を必ず行うようにする。
	2 平成30年3月27日の当該工事完了後、	さらに、工事完了後確実に供用開始の手
	供用開始の公示を行っていなかった。	続を行うため、要供用開始箇所一覧表を作
		成し、関係課と共有を行う。
高山土木事務所	公用車の調達において、約1か月の間に	等 にないない はんしょう はんしゃく はんしゃ はんしゃく はんしゃ
	電子調達を利用して随意契約によることが	の調達においては、公金の重みを深く認識

第3035号

	ナバードンオイーオ	
ŷ	等を記載することとなっているが、これ	
して注意喚起し、適正な事務処理に努め	他の外部記録媒体管理台帳」に廃棄日時	
かに管理台帳に記載することを今後も継続	3 SDカードを廃棄する場合は、「その	
また、外部記録媒体を廃棄する際は速や	のがあった。	
とにより再発防止に努める。	く、職員がSDカードを利用していたも	
の記載が必要であることを注意喚起するこ	リティ取扱管理者の許可を得ることな	
部記録媒体を使用する都度、使用記録簿へ	媒体使用記録簿」に記載して情報セキュ	
よる定期的な管理状況の確認と、職員が外	2 「USBメモリ及びその他の外部記録	
今後は、情報セキュリティ取扱管理者に	扱管理者以外の者がこれを行っていた。	
底を図った。	管理すべきところ、情報セキュリティ取	
体の適正な使用について職員全員に周知徹	ュリティ取扱管理者が一括して保管及び	
期監査後の職員会議において、外部記録媒	1 利用していないSDカードは情報セキ	
て管理を行うよう改善を図るとともに、定	に処理されたい。	
キュリティ取扱管理者である教頭が一括し	適正な事項が認められたので、今後は適正	
SDカードの保管場所を変更し、情報セ	SDカードの管理事務において、次の不	
な事務処理に努める。		
人によるチェックを徹底することで、適正	適正に処理されたい。	
今後は、担当者、係長、出納員など複数	体的に記載されていなかったので、今後は	
案件について同様の記載漏れはなかった。	約書に完了検査の時期及び支払の時期が具	
託契約について、再確認したところ、他の	検査業務委託に係る契約事務において、契	
平成29年度及び平成30年度に締結した委	合併処理浄化槽保守点検及び放流水水質	羽島北高等学校
講じた措置	監査結果	機関名
		教育委員会
	今後は適正に処理されたい。	
	超過して利用していたものがあったので、	
	は返却しておらず、利用期間を3か月以上	
	確認欄に押印があるにもかかわらず実際に	
	してはならないが、解除に係る取扱管理者	
	期間を超えて外付けハードディスクを利用	
	部記録媒体使用記録簿」で許可された利用	
期間を通年とするよう改めた。	て、職員は「USBメモリ及びその他の外	開発工事事務所
外付けハードディスクについては、利用	外付けハードディスクの管理事務におい	長良川上流河川
	注に努められたい。	
的な調達に努める。	ら、今後はスケールメリットを生かした発	
において注意喚起を行い、効率的かつ効果	り安価に購入できた可能性があることか	
ひとりの意識向上を図るため、課長会議等	3台をまとめて発注していたならば、よ	
また、公金を扱うことに対する職員一人	7.	
8	から同じ小型貨物自動車3台を購入してい	
つ、指揮の型威や肝画的な遺跡が疲みり	への 多分 依の大き名 5 可唇管 フ、 国 フロト	

下スであり、 P. コープ P. アンの設備事故が発生したことから、職員コンの設備事故が発生したことから、職員会職において重ねて物品の慎重な取扱いについて周知徹底した。 今後は、生徒の模範となる教員としてのあるべき物品を取り扱う姿勢や、物品使用	1 件の設損事故について、修籌科5,016円 1 件の設損事故について、修籌科5,016円 が支払われていたので、職員の設損事故的 止について一層の徹底を図られたい。	校 校
しっか かけいめ	公務中にノート型ペンコンを損傷させた 3件の毀損事故について、修繕料221、794円 が支払われていたので、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図られたい。	岐阜本巢特別支 接学校 韓野校即 15 198%
5,435,444円)について亡失として処理 し、岐阜県会計規則第203条に基づく事 放製告を行った。 2 パネルセットについては枚数を確認 し、現物が全て存在していることを確認 し、現物が全て存在していることを確認 した。 今後は、物品の移動や廃棄を行う場合は 事務部へ事前に書面で申請することを徹底 するとともに、物品の適正な管理について 職員会議で周知を行い、物品一覧表との不 突合が生じないよう再発防止に努める。		
1 平成30年度の物品総点検時に、指摘を受けた92件の不突合の原因を確認した。 受けた92件の不突合の原因を確認した。 その結果、9件(取得価格計1,306,739 円)は現物を確認、31件(取得価格計 4,445,309円)はすでに廃棄済みであることが物品一覧表からの除去漏れであることを確認した。また、34件(取得価格計805万円以下であることから、消耗品への分類換えを行った。残る18件(取得価格計3,015,902円)に平成30年度の物品総点後で新たに不突合が判明した11件(取得価格計7,204円)に平成30年度の物品総点後で新たに不突合が判明した11件(取得価格計7,404円)を加えた29件(取得価格計7,404円)を加えた29件(取得価格計7,404円)に平成30年度の物品総点格で新たに	物品の管理事務において、平成29年度の 現物実在について次の不適正な事項が認め らわたので、速やかに措置するとともに、 今後は適正に処理されたい。 1 現物と物品一覧表との突合ができない 物品が92件(取得価格計9,577,584円)見 受けられ、その不突合の原因を確認していなかった。 2 現物と物品一覧表との突合ができたとしている物品のうち、広告用品パネルセットは枚数管理ができていないため、現物が全て存在しているかを確認することができなかった。	岐阜各務野高等 学校

	200)		X01-	70	/12								-7	_		713					rIX										স্থ	J ,			
高山警察署						大垣警察署											海津警察署															岐阜南警察署	機関名	警察本部	
公務中にノート型パソコンを損傷させた				が、	1 件の毀損事故にしいて、修繕料61,776円 ボサザヤヤアンキのに	公務中にノート型パソコンを損傷させた								止について一層の徹底を図られたい。	が支払われていたので、職員の毀損事故防	1件の毀損事故について、修繕料91,584円	公務中にノート型ペソコンを損傷させた										られたい。	員の交通事故防止について一層の徹底を図	担分66,173円) が支払われていたので、職	し、また、修繕料73,526円(うち相手方負	賠償金として12,110円の費用負担が発生	公務中の1件の交通事故について、損害	監査結果		
	ンを使用する周辺の整理整頓を指示した。 引き続き、物品の適切な取扱い及び管理 方法を周知徹底し、再発防止に努める。	課長が事案の概要や損傷により警察活動に 与える影響等を説明するとともに、パソコ	全職員に対しては、朝会において、警務	では、、この女の文章を2016年2018人で開閉した。	扱いについて、一層の注意を払うよう指導を行い、その多の時事中は多数数単単が高	当該職員に対し、ノート型パソコンの取	底に努める。	指導教養を継続的に実施し、再発防止の徹	今後も、物品の適切な取扱い及び管理の	う指示した。	コンの取扱いについて細心の注意を払うよ	朝礼等において今回の事案を周知し、パソ	全職員に対しては、署長及び会計課長が	確認した。	導を行い、その後の改善状況を刑事課長が	の取扱いについて具体的な再発防止策の指	当該職員に対しては、ノート型パソコン	防止の徹底を図る。	ール」の指導を継続して実施し、交通事故	今後も、交通事故防止に関する「基本ル	上を図り、交通事故防止に努めた。	観的に把握することで、安全運転意識の向	性検査を実施し、職員自らの運転の癖を客	検査器を借り受け、全署員について運転適	さらに、交通企画課からCRT運転適性	底を指示した。	認等の側乗者の責務としての安全確認の徹	えた安全確認の励行、後退時の降車安全確	署長及び警務課長から交通事故事例を踏ま	また、朝会時に署員に対して、署長、副	技能訓練を実施した。	事故当事者である職員に対し、車両運転	講じた措置		し、再発防止の徹底を図る。

(3)監査結果(検討事項)に基づき講じた措置 県士整備部

止について一層の徹底を図られたい。

1件の毀損事故について、修繕料91,584円 | ソコン使用時における注意事項を、その他が支払われていたので、職員の毀損事故防 | の職員に対しては、警務課長が朝会や例会

時に当該事故の概要について説明して、同

種事故の再発防止の徹底を図った。

また、適正な備品管理意識を喚起するため、パソコンの毀損事故防止の教養資料を 全職員に配布する等、再発防止に努めてい

機関名	監査結果	講じた措置
河川課	水質事故対応のための実践的なマニュア	実際に水質事故対応に当たる土木事務所
	ル等を作成するとして、既存の「県土整備	の職員の知見を踏まえ、現場でのより実践
	部水質事故対策要領」(以下「要領」とい	的な事故対応となる「岐阜県水質事故対応
	う。)を基にした「水質事故発生時の対応	マニュアル<河川管理者>」を作成し、平
	フロー」(以下「フロー」という。)を作	成31年3月1日に各土木事務所に通知し
	成し、平成30年4月6日付けで各土木事務	た。
	所長に通知している。この取組は、「岐阜	今後は、当該マニュアルを実務に活用
	県事務事業棚卸しプロジェクト」の一環で	し、より一層、迅速な拡散防止対策に努め
	もあり、結果として水質事故対応の業務の	\mathcal{S}_{\circ}
	流れが簡潔に整理され、水質事故対応の実	
	務にあたる職員にとっては、その業務の全	
	体像を理解しやすくなったと考えられる。	
	しかし、このフローは、既存の要領を基	
	にして作成されているため、要領を補完す	
	るものではない。また、水質事故対応の現	
	場でどのようなマニュアルが必要とされて	
	いるかといった調査を踏まえて作成された	
	ものではなく、実務における具体的で詳細	
	な手法や手順なども記載されていない。	
	これらのことから、実践的なマニュアル	
	等の作成については改善の余地があるの	
	で、実際に水質事故対応にあたる職員の知	
	見なども踏まえ、どのようなマニュアルが	
	現場で必要とされているかを十分に調査し	
	て、より一層、実践的なマニュアル等を整	
	備して実務に活用されるよう検討された	
	V ?	

岐

岐阜県監査委員告示第十四号

岐阜県公安委員会委員長から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があった 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百九十九条第十二項前段の規定により

平成三十一年三月二十九日

ので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 山太山 本 田 本 維勝

祐 良 子寬泉久敏

N

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員

杉

Щ

平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

たもの	長から通知があっ	公安委員会委員.	成31年2月27日に	※「今回措置を講じたもの」については、平成31年2月27日に公安委員会委員長から通知があったもの
9	3	7	19	地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について
未措置 A-B-C	今回措置を 講じたもの※ C	措置済	監査結果 A	テーマ孔

行政監査の結果に基づき講じた措置

を行っていることから、新たな施設の機能や設備	受けられるので、備蓄分散を図って当該施設を利		
撤去、老朽化した非常用発電機の蓄電池の交換等	の備蓄規模から考えて、ハード面の機能不足が見		
として、不要となった電算用の無停電電源装置の	分け等の屋内作業スペースも狭い。物資及び資材		
を活用して、基幹防災拠点として利用するもの」	ターや作業用の搬出入口がなく、また帯造りや仕		
当該施設については、平成25年度に「現行機能	警察緊急指揮所は、搬出入に使用するエレベー		
て燃料等の確実な調達を図る。			
「災害時における物資供給に関する協定」に			
備活動に必要な物資の調達に関する協定」、			
県警察が民間事業者と締結している「災害警			
ける石油類燃料の供給に関する協定」や岐阜			
施設を活用するほか、岐阜県の「災害時にお			
本部機動隊庁舎敷地内の警察車両専用の給油			
発災時の確実な調達方法については、警察			
に貯蔵している灯油から調達を行う。			
灯油ストーブ用の燃料は、機動隊で暖房用			
質保持期限3年を目安に更新する。			
リンの缶詰8缶を購入した。今後は缶詰の品			
燃料満タン分に相当する1リットル入りガソ			
発動発電機用燃料は、発動発電機2台分の			
要な発動発電機用の燃料のみ備蓄する。	方法について検討されたい。		
ることを踏まえて、迅速な救出救助活動に必	の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達		
一定量以上の貯蔵には専用の施設が必要とな	に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等		
燃料は、経時品質変化が起こること、また	体的に備蓄されていないものがあるため、災害時		
変更した。	タン、拡声器)について、燃料等が当該機材と一		
ランタンの保管場所へ搬送し一体的な備蓄に	稼働する機材 (発動発電機、灯油ストーブ、ラン		
ランタン用の単一アルカリ乾電池300本を	燃料又は乾電池(以下「燃料等」という。) で	警備第二課	
講じた措置	監査結果	機関名	

れたい。 強化していくのか、備蓄のあり方と併せて検討さ 用していくのか、それとも集約化を図って機能を 限前の有効活用について検討されたい。 ことが確実であるため、廃棄抑制に向けた賞味期 迫しつつある。 今後も一定のサイクルで発生する 味期限切れの物が未廃棄のまま保管スペースを圧 ては適正に補充されているが、大量に発生した賞 非常食について、質味期限が到来する物につい は、8月に本部内所属に非常食1,056食を配分し 前に出動部隊員をはじめとする警察署員に配布し に自活するための食事であることから、期限切れ の補強は、考えていない。 搬入搬出作業の効率化対策を購じた。 れたことから飛驒ブロック用の非常食や装備品を 用台車を各階に1台購入配備し、災害装備品等の 搬入し、分散配置を実施した。 深等の施設への分散配置を行っていて。 同所に飛驒ブロック用の災害装備品倉庫が併設さ に併せて整備される災害装備品倉庫や既設の機動 備蓄物資については、建て替え新築する警察署 高山警察署が平成30年10月に新築供用開始し、 旧警察緊急指揮所(関市内)については、運搬

て、非常食に慣れさせることとした。平成30年度 た。毎年度、非常食の試食を訓練の一環として定 着化を図り、期限切れによる廃棄を無くしてい

非常食の有効活用方策としては、職員が非常時

県営土地改良事業の変更計画の決定

公

示

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

七宗地区	施行に係る地区名
七	縦
宗	覧
町役	場
場	所
同平成三	縦
	覧
四三	期
· 二二 六九	間

土地改良区役員の退任

公示する。 とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事

古 田

監事 伊

三平 ・成 =

区土高 地須 改輪 良中

改土 良 区 名地

年退

役名

氏

名

住

退任した役員

月 日任

隆

行 海津市海津町札野

四九九番地

所

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第